

令和5年第3回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

招集期日	令和5年3月22日 午後3時	場所	市役所本庁舎304会議室			
開閉日時 及び宣告者	令和5年3月22日 午後2時55分 開会 令和5年3月22日 午後4時40分 閉会	宣告者	金子 廣志			
教育長	金子 廣志					
委員	議席番号	氏名	出・欠			
	1	鈴木 松江	○			
	3	脇田 美保子	○			
出席職員	議席番号	氏名	出・欠			
	2	小泉 哲也	○			
	4	宮瀧 交二	○			
出席職員	①教育総務部長	○	②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長	○	③教育総務課長	○
	④中央公民館長	○	⑤中央図書館長	○	⑥学校教育部長	○
	⑦学校教育部副部長兼教育支援課長	○	⑧学務課副課長	○	⑨教育相談センター室長	○
	事務局 戸川真理子、城間悦子					
会議事件名	発言者	発言の要旨				
開会	教育長	令和5年第3回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後2時55分				
会議録承認	教育長	令和5年第2回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。				
	各委員	承認				
	教育長	令和5年第2回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。				
	教育長	承認				
議案第10号	教育長	議案第10号「新座市教育委員会の所管に係る新座市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」を教育総務課長から説明願う。				
	教育総務課長	本年4月から個人情報保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることを受け、所要の規定の整備を図るため、現行の規則を廃止し、新たに新座市教育委員会の所管に係る新座市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則を設けるものである。教育委員会が保有する情報に関する取扱いは、新座市個人情報保護に関する法律施行細則に基づくという内容になっている。				
	教育長	今までは、地方公共団体は個人情報保護に関する法律が適用されていなかったため、新座市独自で条例を定めていたが、今後は地方公共団体にも適用されるため、議案のとおり、規則を整備するものである。				
	教育長	議案第10号について、質疑はあるか。				
	各委員	特になければ、承認としてよいか。				
	教育長	承認				
	教育長	議案第10号は、承認する。				
議案第11号	教育長	議案第11号「新座市教育総務課施設整備室設置規程				

	<p>教育総務課長</p> <p>教育長 委員</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>の制定について」を教育総務課長から説明願う。</p> <p>第2回教育委員会定例会にて御報告したが、令和5年度から教育総務課内に学校施設の整備を専門で行う施設整備室を設置する。このことに伴い、新たに新座市教育総務課施設整備室設置規程を制定するものである。</p> <p>議案第11号について、質疑はあるか。</p> <p>施設整備室は、教育施設全般ではなく、学校施設のみを対象としているのか。</p> <p>教育施設全般を対象としているが、例えば、陸上競技場の工事については、主体は生涯学習スポーツ課で、施設整備室は補助執行という形になる。したがって、主な業務内容としては、学校施設の整備ということになる。</p> <p>他になければ、議案第11号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第11号は、承認する。</p>
<p>議案第12号</p>	<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長 委員 教育総務課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第12号「新座市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を教育総務課長から説明願う。</p> <p>令和5年4月1日付けの組織機構の見直しに伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市教育委員会事務局組織規則の一部改正を提案するものである。</p> <p>生涯学習スポーツ課の文化財関係の事務が歴史民俗資料館に移管されることに伴い、第2条第1項の教育総務部生涯学習スポーツ課の係名を生涯学習・文化財係から生涯学習係に改正するものである。</p> <p>また、同じく第2条の第2項で、教育総務部内に歴史民俗資料館を追加している。</p> <p>第4条の事務分掌では、施設整備室の設置に伴い、教育総務課管理系の業務内容を整理するとともに、生涯学習スポーツ課から文化財に関するものを削除している。</p> <p>また、「成人式に関すること」を「二十歳の集いに関すること」に改め、スポーツ・青少年係から生涯学習係に移管している。</p> <p>議案第12号について、質疑はあるか。</p> <p>第2条第2項の表の見方を教えてほしい。</p> <p>中央公民館と図書館については、現行どおり教育総務部の中にある施設で、それらと同様に、今回、歴史民俗資料館も課と同じ並びになったものである。</p> <p>他になければ、議案第12号を承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第12号は、承認する。</p>
<p>議案第13号</p>	<p>教育長</p>	<p>議案第13号「新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する教育長訓令について」を教育総務課長から説明願う。</p>

議案第14号	教育総務課長	本議案も議案第12号と同様に組織機構の見直しに伴うものである。主な改正点は、別表第2の生涯学習スポーツ課の「(4) 埋蔵文化財所在確認(試掘調査)に関すること。」を削除し、新たに歴史民俗資料館の事務として規定するものである。
	教育長	議案第13号について、質疑はあるか。
	各委員	特になければ、承認としてよいか。
	教育長	承認
	教育長	議案第13号は、承認する。
	教育長	議案第14号「新座市立歴史民俗資料館規則の一部を改正する規則について」を生涯学習スポーツ課長から説明願う。
	生涯学習スポーツ課長	本議案も議案第12号、第13号と関連している。歴史民俗資料館が生涯学習スポーツ課の附属施設から課相当となるとともに、文化財業務を同館で取り扱うことに至ったことに伴い、所要の規定の整備を図るものである。
	教育長	主な改正点は、第6条及び第7条において、職員体制の実情に即して、館長の下に副館長と係長の規定を設けている。また、第8条では、文化財係を配置し、主な事務分掌を4項目明記している。また、第9条から第12条では、館長の専決事項と代決に関して規定の整備を図るものである。
委員	議案第14号について、質疑はあるか。	
生涯学習スポーツ課長	歴史民俗資料館は、従来は博物館類似施設だったが、今回のリニューアルに際し、博物館相当施設か登録博物館を視野に入れて整備するという事だったと思う。結論はどうなったのかを教えてください。	
委員	歴史民俗資料館という名称のとおり、地域の民俗資料を扱うもので、あくまでも資料館としての位置付けである。内容としては、平林寺の天然記念物や野火止用水など、史跡を中心として紹介し、多くの方にお越しいただけるようなものにリニューアルしている。位置付けは変わっていないものの、内容は大きく変化している。	
委員	登録施設は、県の文化財保護担当課にある台帳に登録することによって、文化庁から様々な補助金を受けられたり、職員研修等を優先的に受ける資格を得たりすることができる。また、相当施設というのは、登録施設に準ずる施設として文化庁から広い意味で認可されるものである。今後、学芸員として発令される職員が館に配置されることになるので、何らかのタイミングで登録施設申請をすれば、受理される可能性が高いと思われる。以前よりも、設備面、組織面ともよくなっていると思うので、是非、県と連絡を取り合って認証を受けていただきたい。	
教育長	登録施設になるためには、人事配置の部分の他にどの	

	<p>委員</p> <p>教育長 委員</p> <p>教育長 各委員 委員</p>	<p>ような要件があるのか教えていただきたい。</p> <p>年間の開館日数や展示施設の延べ床面積なども要件にあるが、新しい歴史民俗資料館は、恐らく全部クリアしていると思う。したがって、今後研究をして、オープン1年後ぐらいに申請されたらよいのではないか。登録博物館になって、エアタイトケースという気密性の高い展示ケースを入れることができれば、勸告・承認出品館といって国宝なども展示できるようになる。</p> <p>朝霞市博物館は、登録施設なのか。</p> <p>朝霞市博物館は、県の文化財保護課から館長を派遣して、準備室からオープン後まで整備していたので、恐らく登録施設になっていると思われる。</p> <p>他に質疑がなければ、承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第14号は、承認する。</p>
<p>議案第15号</p>	<p>教育長</p> <p>学務課副課長</p> <p>教育長</p> <p>各委員 教育長</p>	<p>議案第15号「新座市立学校運営協議会委員の委嘱について」を学務課副課長から説明願う。</p> <p>野火止小学校及び第五中学校区の八石小学校、野寺小学校、栗原小学校、第五中学校の計5校において、令和3年度から2年間委嘱した学校運営協議会委員の任期が満了となるため、新座市学校運営協議会規則第6条に基づき、新たに委員を委嘱するものである。</p> <p>委嘱する委員は、資料のとおりである。また、令和4年度に委嘱した委員のうち、任期途中退職に伴い、新たに委嘱した者も含まれている。</p> <p>なお、委員には、当該対象学校の校長も含まれるが、内示段階にあるため、次年度、教育長による専決処分として委嘱させていただきたい。</p> <p>学校運営協議会委員は、学校ごとに委嘱しているが、小中一貫教育を進めていく中で、中学校区ごとに運営委員を決めて、人数も増やしている市町村が増えてきているので、そのような新たな方式も考えた方がよいかもしれない。今も小学校と中学校で重複してお願いしている委員も結構いらっしゃるのではないかと思う。一つの中学校区でまとまって協議会を運営する方が活性化するという事例もあるため、今後の課題として検討してもらいたい。</p> <p>他に質疑がなければ、承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第15号は、承認する。</p>
<p>議案第16号</p>	<p>教育長</p> <p>学務課副課長</p>	<p>続いて、議案第16号「新座市立学校医（内科）の委嘱について」を学務課副課長から説明願う。</p> <p>前任者である石神小学校の内科学校医 平山稔氏の辞職に伴い、朝霞地区学校医師会から推薦のあった大塚産婦</p>

	<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>人科・小児科医院の大塚映子氏を学校医に委嘱したい。 議案第16号について、質疑はあるか。 承認 議案第16号は、承認する。</p>
<p>議案第17号</p>	<p>教育長 学務課副課長</p>	<p>議案第17号「新座市立学校薬剤師の委嘱について」を学務課副課長から説明願う。 学校薬剤師の任期は、新座市立小中学校学校薬剤師設置規則により2年となっている。そのため、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の委嘱を新たに行うものである。11名が再任で、3名が新任である。</p>
	<p>教育長 各委員 教育長</p>	<p>議案第17号について、質疑はあるか。 承認 議案第17号は、承認する。</p>
<p>諸報告</p>	<p>教育長 教育総務課長</p>	<p>続いて、諸報告に移る。 東京演劇アンサンブルから申請のあった「第三回野火止演劇クラブ」を始めとして6件の事業に対して名義後援を承認した。</p>
	<p>中央公民館長</p>	<p>公民館・コミセンまつりは、各館で活動するサークル等の利用者団体の成果の発表や作品展示を行うもので、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めながら、飲食物、物品の販売と体験を再開する形で4月、5月に実施する。日程は、資料のとおりである。</p>
	<p>学務課副課長</p>	<p>転出転入の多い年度末及び年度始めの窓口業務を緩和するため、3月26日（日）に市の休日開庁日に合わせて学務課でも実施する。時間は午前8時30分から午後5時15分までである。</p>
	<p>教育支援課長</p>	<p>報告に先立ち、3月15日（水）に中学校、本日、3月22日（水）に小学校の卒業証書授与式において、教育委員の皆様にご挨拶を御担当いただいたことに感謝申し上げます。 教育支援課から2件の報告をする。 ①令和4年度文化面表彰等一覧については、資料のとおりである。今年もたくさんの児童生徒が文化面で多くの表彰をされている。 ②令和4年度中学校卒業予定者進路状況について、報告する。今年度の卒業者数1,418名のうち、国・公立高校に855名、県内私立高校に268名、県外私立高校に170名であり、高校進学者率は91.2%となっている。昨年度比で7.2%減少している。増加しているのは、「就職等その他」の項目で89名、6.3%</p>

	<p>となっており、昨年度比で5.7%増加している。</p> <p>進路の未定者は、33名となっており、昨年度の13名から20名増加している。15名が欠員補充を受験しており、今後、可否の報告がある予定である。通信制サポート校についても同様である。</p>
<p>委員</p> <p>教育支援課長</p>	<p>進路未定者の総数が非常に多くなっているのが気がかりである。</p> <p>進学希望で15名が欠員補充を受験しているのので、この結果も見ていきたい。また、通信制のサポート校の進学希望もいるので、実質の進路未定者は9名ということになる。</p>
<p>委員</p> <p>教育長</p> <p>学校教育部長</p>	<p>「就職等その他」の89名のうち、通信制・サポート校に進学する生徒が88名、就職が1名であるため、分類を検討し直す必要があるかもしれない。</p> <p>市の独自調査であるならば、通信制・サポート校という項目を増やしてもよいのではないか。</p> <p>通信制・サポート校には本校があり、正規の教育課程に在籍しているため、県内の私立高校、県外の私立高校の中に含めて、括弧書きで通信制・サポート校の人数を示した方が実態としては正しいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>大学には、通信制・サポート校を卒業している学生が大勢いる。成績優秀で、推薦入試で合格する子が多い。例えば、対人関係があまり得意ではないため、通信制・サポート校を希望している場合も増えており、選択肢が多様化していると言える。</p>
<p>教育相談センター室長</p>	<p>2件の報告をする。</p> <p>①県スクールソーシャルワーカーの配置について報告する。平成22年度から県に配置していただいている。この職は、県が直接対応しており、来年度も2名配置の予定である。4月から1人当たり週2日、年間90日の配置が予定されている。</p> <p>②会計年度任用職員及び謝礼金対応者の配置について報告する。特別支援教育支援員及び介助員及び相談員については、資料のとおりである。</p> <p>また、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒の増加に伴い、令和5年度から新座小学校に加えて新たに第四小学校に日本語指導教室が増設されることとなった。そちらに会計年度任用職員の日本語指導員1名を配置し、県配置の日本語教諭とともに指導に当たる。</p> <p>教育相談室の相談員は、令和5年度から相談員1名を増員し、相談業務を始め、適応指導教室にも関わっていただく予定である</p> <p>特別支援教育推進員は、令和5年度から1名増員し、2名配置となった。学校現場を巡回し、児童生徒の実態を把握したり、教員への助言を行ったりして、これまで</p>

その他	教育長	以上に支援を手厚いものにしていきたいと考えている。 日本語指導を受ける対象となる児童生徒はどのくらいいるのか。
	教育相談センター室長	令和4年度は小学校28名、中学校6名であった。令和5年度は、現時点で小学校40名、中学校が7名である。
	教育長	コロナが収束しつつある中で、インバウンドの方々が日本に来られるケースが多くなってきたということだと思う。それに対応して、県費の教員が増員となっている。
	教育長 各委員	各課からの諸報告に対する質疑、意見はあるか。 なし
	教育長	その他、全体を通じて意見等はあるか。 特になければ、本日、小学校の卒業証書授与式に御出席いただいた皆様から感想や改善点などを一人ずつ御報告願いたい。 【教育委員及び所属長から報告あり】
	委員	和光・志木・朝霞・新座の文化財担当職員が集まって、和光市のサンアゼリアで2日間、古代新羅郡のシンポジウムを行い、その成果が「新羅郡の時代」という本になった。シンポジウムの準備の段階から本の原稿執筆まで4市の教育長様の御理解の下、本務に支障がない範囲で公務として取り組んでよいということで本になったものである。私から中央図書館長に何冊かお預けして、市内の図書館、分館には全て配置していただいている。また、広報にいぎ5月号では、今月の本棚でも御紹介いただき、この地域の歴史の重要な本となっている。 この本について、本日、和光市の職員の方から連絡が入り、一般社団法人高麗1300・日本高麗浪漫学会の第5回渡来文化大賞のうち、研究啓蒙賞の受賞が決定したとのことである。
教育長	本日が令和4年度の最後の会議となるため、3月31日付けで定年退職される方、また、4月1日付けで異動される方に御挨拶をお願いしたい。 【定年退職】 ・教育総務課長 【人事異動】 ・学校教育部長 ・学校教育部副部長兼教育支援課長 ・中央図書館長 次回の会議日程を確認する。 令和5年第4回定例会は4月27日（木）午後3時か	

閉会		<p>ら市役所本庁舎2階の203、204会議室で行う。</p> <p>これをもって、令和5年第3回新座市教育委員会定例会を閉会する。</p> <p>午後4時40分</p>
----	--	---

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記